

お客様各位

東洋グリーン建物株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 緊急事態宣言発令に伴う対応について

本日、「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」による「緊急事態宣言」が発令されるとの報道がなされております。

発令された場合、弊社管理業務について以下のとおりとさせていただきますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本社の対応について

フロント社員については、原則、在宅勤務といたします。

本社は通常時と比べて縮小して事務社員が出社を致します。その為、誠に申し訳ございませんが、電話の応答率が減少することが想定されますことを予めご了承くださいようお願い申し上げます。

また、不動産会社へ提出の「重要事項調査報告書」及び「車庫証明書」の発行は緊急事態宣言が解除されるまで中止させていただきます。

2. 管理員・清掃員業務について

原則、通常通りの勤務となりますが、各都道府県知事が感染症の病原体に汚染された場所の交通を遮断した場合は、管理員・清掃員が出動できなくなる場合も想定されます。

ゴミ搬出等の業務は優先して実施いたしますが、勤務時間等は短縮・時差通勤等をお願いすることがあることを予めご了承ください。

また、体調不良の症状が出た場合には即時、業務を中止致します。その際、代行員の手配が現状厳しい状況の為、一時的に業務を中止させていただく場合がございます事を予めご了承ください。

3. 点検業務・定期清掃業務・共用部工事について

居住者の皆様への感染拡大防止とスタッフの安全を考慮し、点検業務・定期清掃業務・共用部工事については、延期させていただく場合がございます。延期の場合は、改めてご案内いたします。

4. 総会・理事会等の開催について

緊急事態宣言発令の期間中は、担当フロントとご協議頂き、極力延期していただくようお願い申し上げます。

以上

お客様には大変ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、何卒、ご理解・ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。